

【いとう市民応援クーポン】(伊東市プレミアム付商品券)

取扱店募集案内

- ・みなさま（取扱店）のご負担はありません。しかも即日換金！
- ・8月10日（水）までにご登録ください！

取扱店名を掲載したチラシを作成し、市民に配布します。期限までにご登録いただけない場合はホームページのみの掲載となります。

伊東市では、急激な物価高で疲弊する市民への経済支援策として、プレミアム付商品券を発行します。

つきましては、多数のお店にご登録いただきますようご案内申し上げます。

★この事業のポイント

□ 特徴・券種

1冊15枚つづり。券は2種類にわかれています。

- ・共通券×7枚（全取扱店で使用可能）
- ・専用券×8枚（市外資本の大型小売店以外で使用可能）

※下記①②の両方に該当する場合は、**共通券のみ**の取扱店となります

①市外資本・・・市内に本社または本店登記がない法人
伊東市に納税申告していない個人事業主

②売場面積500㎡以上の店舗を有する小売店舗（市内外問わず）

◎地元店・小規模店は、最大15枚を自店で使用していただけるチャンス有り。

- 使用期間：令和4年10月1日（土）～令和5年1月31日（火）【123日間】
- プレミアム率：50% 7,500円（500円×15枚）を5,000円で販売
- 換金：三島信用金庫 市内各店
※すでに口座をお持ちの方は、その口座をご指定下さい。
※口座をお持ちでない場合は、申込時に必ずお知らせください。
- 換金日数：原則当日入金
- 今回の事業では市民向けのお楽しみ抽選はありません。

1. プレミアム付商品券の概要

- (1) 商品券の名称 いとう市民応援クーポン
- (2) 発行団体 伊東市
- (3) 最大発行総額 9億円（1冊7,500円分×120,000冊）
- (4) 発売金額 1冊：5,000円（額面500円の商品券×15枚つづり）

特徴 ★取扱店の金銭的負担は、一切ございません！

- (5) 使用期間 令和4年10月1日（土）～令和5年1月31日（火）
- (6) プレミアム率 プレミアム率 50%（商品券ご利用者の受益分です）
- (7) 購入資格 市内在住者

伊東市から住民登録がある全世帯に市役所より引換券を郵送します。
（9月中旬予定）

- (8) 販売期間 1次販売：令和4年9月21日（水）～10月31日（月）（1人2冊迄）
2次販売：令和4年11月1日（火）～11月15日（火）（1人1冊迄）予定
- (9) 換金 三島信用金庫 市内各店

2. 商品券取扱店の登録

(1) 取扱店の資格

伊東市内で営業している法人及び個人事業者【射幸性、遊興性の強い業種（公序良俗に反する業種）は除く】で、本事業に参加を希望する者のうち、伊東市プレミアム付商品券事業実行委員会の認めた者とします。

小売店舗にあつては、**市外資本（市内に本社または本店登記がない法人・伊東市に納税申告していない個人事業主）**で、**かつ市内外を問わず売場面積500㎡以上の店舗を有する事業所は共通券のみの取扱いとなります。**

(2) 取扱店の登録

伊東市プレミアム付商品券事業実行委員会への取扱店登録が必要です。

(3) 登録の方法と場所

- ①申込用紙 「いとう市民応援クーポン取扱店登録申込書」並びに「反社会勢力でないことの表明・確認に関する誓約書」に必要事項を記入してください。誓約書は法人の場合、社印を押してください。複数店舗お申込みの場合の誓約書は1枚で問題ありません。

- ②申込期間 随時受付いたしますが、
**取扱店名を掲載したチラシを作成するための期日は
令和4年8月10日（水）17時まで です。**
※登録申込後の取り消しについては、原則不可とします。

- ③申込場所 伊東市プレミアム付商品券事業実行委員会
〒414-0028 伊東市銀座元町6-11
伊東商工会議所3階
いとう市民応援クーポン事務局

イ。「いとう市民応援クーポン取扱店登録申込書」と「反社会的勢力でないことの表明・確認に関する誓約書」を2枚セットにして、上記住所に郵送またはご持参ください。

ロ。ファックス（35-0637）、メール（itoshiminoen@r-ship.org）の場合は「いとう市民応援クーポン取扱店登録申込書」のみお送りいただき、

**「反社会的勢力でないことの表明・確認に関する誓約書」は
原本を必ず郵送またはご持参ください。**

3. 商品券の取扱

(1) 除外品目

- ①換金性の高いもの（他の商品券類、ビール券、図書券、お米券、切手、印紙、プリペイドカードなど）及びたばこや宝くじなどは、商品券と引き換えに販売することはできません。
- ②公共料金の支払い。
- ③伊東市指定の「ゴミ袋」は、商品券での販売はできません。
- ④その他の除外品目については、取扱店で判断してください。ただし、**除外品目は来店者（市民）に分かりやすいよう、必ず大きく表示してください。**

(2) つり銭

「いとう市民応援クーポン」での買物には、「釣り銭」は出せません。

4. 商品券の換金額

購入者から受け取った商品券1枚（額面500円）につき、500円で換金します。

5. 換金の方法と場所 ※換金期間について、若干変更となる可能性があります。
後日お送りするマニュアルで最終確認をお願いします。

(1) 換金期間 令和4年10月3日(月)～令和5年2月17日(金)

(2) 換金機関 三島信用金庫 市内各店

※すでに同金庫に口座がある方は、その口座をご利用ください。

※口座をお持ちでない場合は申込時に必ずお知らせください。

(3) 換金手続 換金の際は、次のものを三島信用金庫市内各店に持参してください。

①購入者から受け取った商品券

②入金する通帳 ③取扱店登録証明書

④入金伝票(三島信用金庫の市内各店窓口に設置) ⑤換金申込票

※③、⑤は9月に郵送します。

※三島信用金庫に口座がない場合は持参するものが異なります。9月に郵送する「換金手続きについて」をご確認ください。

(4) 振込日 原則、持参した日に入金(当日入金)

● 取扱店に必ず守っていただくこと

(1) 商品券そのものの譲渡及び売買等は禁止です。尚、偽造は犯罪となります。

(2) 物品の販売あるいはサービスの提供をすることなく、指定の金融機関に商品券を持ち込んで換金しない。

(3) その他、この事業の目的に反する行為をしない。

※上記の事項を守っていただけない場合、店名を公表するとともに、取扱店の登録を取り消します。

※なお、「いとう市民応援クーポン」が不正に使用されたり、偽造等の疑いがある場合は、受け取りを拒否するとともに、事務局まで速やかに連絡してください。

【問合せ・申し込み先】

伊東市プレミアム付商品券事業実行委員会(いとう市民応援クーポン事務局)

TEL: 090-2503-9223・090-4672-9223

FAX: 0557-35-0637

メール: itoshiminoen@r-ship.org

受付時間 10:30～16:30(土日祝日除く)

※郵送・持参の場合は反社会的勢力でないことの表明・確認に関する誓約書をセットにしてご提出ください。

いとう市民応援クーポン 取扱店登録 申込書

令和 年 月 日

伊東市プレミアム付商品券事業実行委員会 御中

※実行委員会記入欄	
登録店 No.	地区

いとう市民応援クーポンの取扱店として下記により登録を申込みます。

記

業 種 ※①～⑯の該当する業種を記入してください。 どの業種にも当てはまらない場合は、⑰その他の事業	①コンビニエンスストア ②スーパーマーケット ③飲食料品小売店 ④衣料品店 ⑤書籍・文具 ⑥その他小売店 ⑦飲食サービス業 ⑧宿泊業 ⑨医療・福祉 ⑩理美容店 ⑪生活関連サービス業 ⑫不動産業 ⑬運輸業 ⑭建設業 ⑮製造業 ⑯卸売業（一般消費者への販売を行う卸売業に限ります） ⑰その他の事業	
	番号 例 ④	詳細 例 婦人衣料品店
	番号	詳細
正式名称（事業所名・屋号・法人名）		
<u>チラシに載せる</u> <u>店舗名</u> ※店舗名をチラシに載せる際に、五十音順で掲載するためのものです。 必ずフリガナをお願いします。 ※電話番号はチラシに載りません。ウェブサイトでのみ掲載となります。	※ロゴマーク、活字の指定は不可（伊東市プレミアム商品券事業実行委員会選定の文字のみ使用） ※広告、キャッチコピー等は入れず店舗名のみでご記入ください フリガナ 店舗名 電話番号	
店 舗 所 在 地	〒 伊東市	
郵 送 物 宛 先	店舗所在地と同様の場合記入不要 〒	
代 表 者 氏 名		
担 当 者 氏 名	代表者と同じ場合記入不要	
担 当 者 連 絡 先	TEL	FAX
	e-mail	
三島信用金庫の口座有無	有 ・ 無 （どちらかに必ず○）	
伊東商工会議所の会員	会員 ・ 非会員 （どちらかに必ず○）	
共通券（7枚）のみ使用店舗	該当 ・ 非該当 （どちらかに必ず○）	

反社会的勢力でないことの表明・確認に関する誓約書

私（当社）は、以下に掲げるいずれにも該当せず、将来においても該当していないことを誓約します。

また、誓約内容の確認のため、必要な官公庁等への照会を行うこと及び、この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、私（当社）が不利益を被ることとなっても、異議申し立てないことを承諾いたします。

1. 経営者等が暴力団員等であると認められる者
2. 暴力団又は暴力団員等が実質的に経営に関与していると認められる者
3. 経営者等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
4. 経営者等が、暴力団又は暴力団等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
5. 経営者等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
6. 経営者等が暴力団員等と認められない場合でも以下に掲げるいずれかに該当する者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計または威力を用いて伊東市プレミアム商品券事業・業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他これらに準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

伊東市プレミアム付商品券事業実行委員会 御中

所在地又は住所

事業所名

代表者の職・氏名

㊟（法人の場合は社印）